

第4期奥州市地域福祉計画（令和8度～令和12度）概要

奥州市：令和8年3月策定

1. 地域福祉計画とは

奥州市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市が策定する行政計画です。

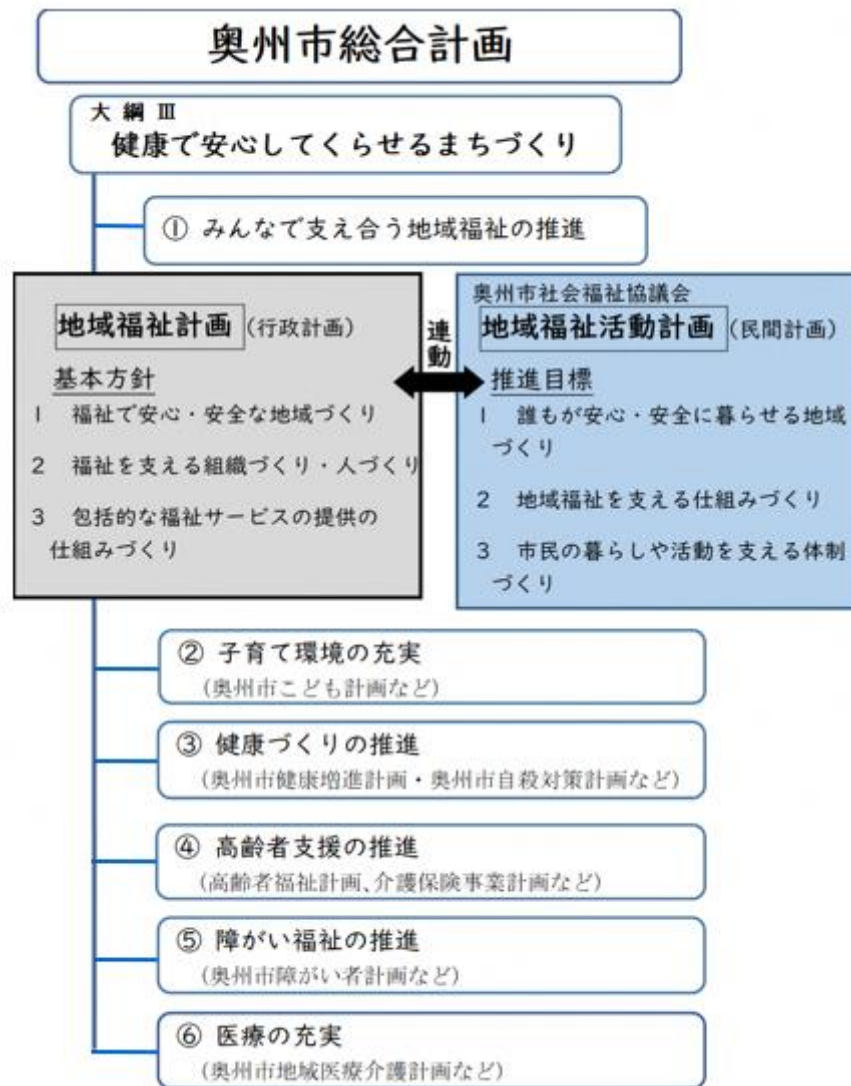
位置づけとしては、「奥州市総合計画」を上位計画とし、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもので、地域福祉推進の理念・基本方針を定めるとともに、地域住民、行政、関係団体等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉分野に関する活動の基本指針となるものです。

また、当該計画が地域福祉を推進する“行政計画”であるのに対し、奥州市社会福祉協議会が策定する「奥州市地域福祉活動計画」は、市民などが協働で事業推進を行うための“民間計画”として、双方連携しながら地域福祉の推進を図るものです。

2. 計画期間

第4期計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正などを考慮し令和10年度に中間見直しを行う予定です。



3. 計画策定の基本的考え方

今回の計画策定では、全市的にアンケートを実施することによって、より広く市民の意見を取り入れた計画を策定することを目指しました。

また、令和3年3月31日に国から示された法改正後の「地域福祉計画の策定ガイドライン」に示されている「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」を踏まえながら、他の行政計画との整合性を図りつつ、様々な住民ニーズや生活課題に対応できる計画の策定を進めるものとなりました。

4. 計画策定における体制

本計画策定にあたっては、市民が主体的に参加することが不可欠であることから、市民各界各層からの意見及び提言を求めるとともに、計画の進捗状況等について評価を行うため、「奥州市地域福祉推進市民会議」委員を「奥州市地域福祉計画策定委員会」委員に委嘱して検討を進めました。

また、会議運営については、奥州市社会福祉協議会が策定する「第4次地域福祉活動計画」と連携を図ることを目的に、同協議会が設置する「奥州福祉推進市民会議」と共同で開催しています。

5. 計画の基本理念と基本方針

【基本理念】

共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり

この理念に基づき、住み慣れた地域で、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが個性や尊厳を尊重されながら支え合える「地域共生社会」を目指しています。

地域福祉を推進するためには、住民、地域、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのためには、「自助・互助・共助・公助」、4つの視点が大切です。

- 自助：個人や家族でできることは自ら行う
- 互助：個人・家族だけでは解決できないことは地域の中の助け合いで解決を図る
- 共助：介護保険制度など制度化された相互扶助の仕組みを活用して解決を図る
- 公助：行政が行う公的扶助によって解決を図る

これらの4つの視点を地域の実情に合った形でバランスよく適切に機能させ、住民、地域、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが連携を図り、地域福祉を推進していくためには、市や市社会福祉協議会による連絡・調整の役割が重要です。

また、少子高齢化の進行や財政状況などから「共助」や「公助」よりも「互助」や「自助」の拡充に視点が移りがちですが、行政の責任を明確にする必要があります。

【基本方針】

① 福祉で安心・安全な地域づくり

地域生活課題を地域住民等が自らの課題として地域全体の問題として捉え、その課題を人と人、人と資源が世代や分野を超えて受け止められる包括的な支援体制を整備し、住民が地域で安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを推進します。

② 福祉を支える組織づくり・人づくり

多様で複合的な地域生活課題に対応するためには、公的福祉サービスだけでは対応できない場合も考えられることから、民間事業による新規事業の参入と制度の枠を超えた福祉サービスの担い手として、社会福祉法人によるニーズに応じた福祉サービスの提供を促進します。

また、地域福祉を発展させるためには、率先して地域生活課題の解決に向け取り組む担い手の確保と育成が必要であることから、福祉教育の充実、生き生きと活動できる環境整備を推進しながら、住民の福祉的意識の醸成や地域福祉を担う人材の確保と育成を推進します。

③ 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

多様で複合的な地域生活課題を抱える世帯の「くらし」と「しごと」を包括的に支援していくために、部局横断的な庁内連携体制を図り、課題解決に向けた方策を協議していきます。

これまでの福祉サービスは、介護、障がい福祉、児童福祉、生活保護など対象者のリスク別の制度が発展し、必要な専門的支援を提供してきました。一方、制度の狭間の課題や複雑化・多様化した地域生活課題、さらには生きづらさによる自殺の問題は、特定の分野だけでは解決が困難なケースもあります。地域生活課題を包括的に受け止め、関係機関や分野を越えた庁内連携で包括的な支援を推進します。

6. 主な見直し箇所

前計画（第3期地域福祉計画）を踏まえつつ、法改正後の「地域福祉計画の策定ガイドライン」に示された「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」に基づき施策の基本方向を追加し、計画の推進方策として包括的な支援体制による事業の推進を盛り込みました。

【新たに加筆した主な事項】

- ・第4章3-2-(3)：高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った擁護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ・第4章3-2-(4)：保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者への社会復帰支援の在り方
- ・第4章3-2-(5)：自殺対策の効果的な展開や支援の在り方

【包括的な支援体制による事業の推進】

- ・第5章2：奥州市重層の支援体制整備事業による事業推進に向けて、包括的な相談支援体制の構築に向けた多機関協働推進員の配置、地域福祉コーディネーターの配置による参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施

第4 期計画奥州市地域福祉計画 体系図

基本理念

「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」

基本方針	施策の基本方向	現状と課題	施策の方向	主要な施策	
1. 福祉で安心・安全な地域づくり	1-1. 地域住民相互による地域社会全体での包括的な支え合いの推進	(1) 地域の見守り体制の充実・強化 (2) 日常生活を支え合う仕組みづくり (3) 地域住民との関わりを維持する暮らしの仕組みづくり (4) 助け合いを醸成する情報共有・情報発信	生活課題の早期発見や解決のため、日常的な見守りや声掛けが行われています。生活課題を情報共有する場がない場合など、地域での支援体制の充実・強化が課題です。 買い物、通院、除雪などの困りごとの解決には、既存の福祉サービスに加え、地域住民の支え合い活動の充実に向けて、協力者の確保や支え合いの仕組みづくりが必要です。 高齢者の身内や近隣との関わりあいの希望に対して、身近な人との関わり合いを深め、その人らしい生き方や生きがいにつながる環境づくりが課題となっています。 支援を必要とする世帯の把握や必要な支援につながりにくい状況がある中、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、情報の共有を図ることが課題です。	近隣者やご近所福祉スタッフが中心となり、地域の見守り体制の充実・強化を図ります。また、市が取り組んでいる見守り支援事業を推進します。 課題解決に向け取り組むような場づくりや意識の醸成、住民組織による新しい福祉サービスの実施など、市社会福祉協議会が中心となって支援します。 その人らしい生き方や生きがいにつながるように、住民主体の生活支援活動、地域と交流できる機会づくりを支援します。 支援が必要な世帯に対する見守りやサービスにつなげるための体制づくり、地域が主体となり解決していく仕組みづくりと住民参加を呼びかけます。	<ul style="list-style-type: none"> 見守り支援事業 地域セーフティネット会議 地域ケア会議 住民主体の支え合い活動 住民支援に関する研修会等の実施 支え合い活動と介護サービス等の連携推進 支援者間の情報共有の推進 情報共有時の個人情報の取扱基準の策定
	1-2. 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進	(1) 地域福祉活動の拠点づくり (2) 地域福祉活動に向けた財源確保 (3) 災害発生時の避難支援体制の整備と日常的な見守り支援	地域生活課題の早期発見と適切な対応を行うため、誰でも気軽に立ち寄り交流を図ることができる居場所を住民に身近な圏域の中で設置する必要があります。 地域住民が主体的に地域生活課題を解決していくため、福祉分野に限らない有効活用できる財源の検討と事業の効果・効率の向上を図る必要があります。 避難行動要支援者が安全に避難できるように、地域の福祉関係者と自主防災組織との連携強化により、平常時から見守りや避難支援体制の構築が課題です。	地域セーフティネット会議を基盤とした圏域で地域住民の主体的活動を促進します。誰でもいつでも利用できる地域の居場所づくりを進めます。 福祉分野に限らず、自治会やコミュニティ関係等まちづくり、都市計画の推進に関連する補助金等の活用を検討します。 災害時に機能する体制を構築するために、市は市社会福祉協議会、民生児童委員、地域の福祉関係者、自主防災組織等との連携強化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 住民が気軽に利用できる施設設備の促進 住民主体の身近な圏域での活動の推進 まちづくりに関連する補助事業の活用 都市計画に関連する補助事業の活用 避難行動要支援者名簿の定期更新 地域セーフティネット会議
2. 福祉を支える組織づくり・人づくり	2-1. 移動困難者の支援の仕組みづくり	(1) 移動困難者の支援の仕組みづくり	公共交通や流通機能の弱体化が進み中、移動困難者が、安心して地域生活を送れるように、各地域の状況に応じた移動支援の対策が必要とされています。	地域セーフティネット会議などを活用して地域の福祉ニーズや情報を把握し、移動支援を地域住民が中心となり検討していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 奥州市都市再生整備計画等の取組の推進 福祉ニーズの確認と支援体制の構築
	2-2. 地域福祉を支える地域団体の活動の推進	(1) 新規事業の参入を促進させる支援体制 (2) 社会福祉法人の地域での活躍を促進させる体制整備 (3) 地域における社会福祉活動の推進	様々な地域生活課題に対応するため、民間事業所が取り組む新規事業や持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービスなどの新しい社会資源の開発と活用が求められています。 社会福祉法人が地域社会の一員として、制度の枠を超えた福祉サービスの担い手として、地域に暮らしを支えることが課題となっています。 ボランティアを始めたい人、新たに参画しようとする人や団体への支援に取り組み、ボランティア活動をはじめとする社会福祉活動の普及と発展に尽力する必要があります。	地域福祉を目的とする多様な新規サービスの振興と参入を促進し、公的福祉サービスとの連携、民間事業所が参入しやすい環境整備を図ります。 市社会福祉協議会による社会福祉法人同士の情報交換や連携体制の整備、市は地域の福祉活動の中心となる施設や事業の活動を支援します。 ボランティアに関心を持った人を活動につなぐよう、情報をわかりやすく発信し、行動に移しやすい環境整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業の参入を促す情報発信 みまもりおーネットの活用 住民を支える市社会福祉協議会の支援 地域の福祉ニーズ等に関する情報交換会 ボランティア活動の情報提供とマッチング ともに課題解決に取り組む「伴走型」支援
	2-3. 地域福祉を支える人材の育成	(1) みんなで地域を創っていく意識醸成と住民主体の活動推進 (2) 地域を担う人材の育成 (3) 子どもの育ちを地域で支える仕組みづくり (4) 福祉従事者の育成・確保に向けた仕組みづくり	幼少期から地域と係わることや教育機関において福祉教育を充実させることにより、福祉に触れる機会を多く提供し、福祉的意識の醸成と主体性を図る必要があります。 地域福祉を支える一部の役割への負担が偏ったものにならないように、必要な環境整備を進め、活動の充実につなげる必要があります。 地域住民が若い世代と接点を持つ機会が少なく、考え方や困りごとを知る機会が少ないため、生活課題を抱える若い世代への支援につながりにくいことが課題です。 賃金水準が低調であることや業務の多忙さなどにより人材の確保が難しい事態となっていることから、福祉従事者の成り手不足の解消が課題となっています。	福祉懇談会や各種制度説明会に、多くの住民が参加することで活発な意見交換が行われることを期待して、参加を促すはたらきかけを行います。 様々な年代が生き生きと活動できる環境をつくり、地域福祉活動を推進するリーダーやコーディネーターなどの育成を推進します。 地域住民が参加する世代間交流等を行い、顔の見える関係をつくることで、気にかかる家庭を早期に発見できるように支援します。 福祉関連のサービスを担う人材の育成・確保に向けた施策を推進するとともに、働き方改革を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象とした各種制度の説明 福祉的意識の醸成、活動と福祉教育の充実 地域セーフティネット会議 意欲がある若者の発掘、研修会の開催 ファミリーサポートセンター事業 地域セーフティネット会議 介護・福祉・保育専門職の養成支援 現場における働き方改革の推進
3. 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり	3-1. 権利擁護の推進に向けた仕組みづくり	(1) 権利擁護に関連する制度や事業の周知と利用支援	成年後見制度、日常生活自立支援事業等を必要とする方が増える一方で、制度が十分に理解されていないことや制度を利用する際の手続きが複雑なことが課題となっています。	支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、制度利用を円滑に進めるための体制整備や情報提供等を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護に関する制度の周知と理解の促進 成年後見制度等のサービス利用の支援
	3-2. 包括的な支援の体制づくり	(1) 制度の垣根を越えた包括的な支援体制 (2) 課題を抱える世帯の支援に向けた全庁的な支援体制 (3) 制度の狭間や深刻な生活課題を抱える世帯に対して、専門機関や専門職員による定期的な訪問と同行支援を行うなど、地域の見守りと両輪で支援していく必要があります。 (4) 再犯防止の推進 (5) 自殺対策の推進	生活していく上で生じる地域生活課題に対して、「くらし」と「しごと」全般の関係機関や分野を越えた庁内連携による包括的な支援が必要です。 多様で複合的な地域生活課題を抱える世帯を包括的に支援していくため、福祉、保健、医療の関係課、福祉分野以外のまちづくりに関連した全庁的な連携が必要です。 制度の狭間や深刻な生活課題を抱える世帯に対して、専門機関や専門職員による定期的な訪問と同行支援を行うなど、地域の見守りと両輪で支援していく必要があります。 地域共生社会の実現に向けて、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、新たな被害者を生まない地域づくり、誰一人取り残さない取り組みが必要です。 誰も自殺に追い込まれることのないように、『奥州市自殺対策計画』にもとづく全庁的な取組として、「生きることの包括的な支援」の充実が必要とされています。	相談者の課題と支援に向けたニーズを整理し、利用可能な福祉サービスにつなげ、庁内関係各課と相談支援事業者とが連携を図りながら支援します。 包括的に支援していくため、部局横断的な庁内連携体制として関係課の情報共有を図る連絡会議等を開催し、課題解決に向けた方策を協議します。 相談しやすい相談窓口と制度横断的に課題解決を図る包括的な体制、課題把握、必要な時に必要な支援が届けられる体制をつくります。 犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができ、安心して暮らせる社会の実現のため、再犯の防止等に関する施策に取り組みます。 全国的な施策と、奥州市の実態を踏まえて実施する「重点施策」について、庁内及び地域の関係機関が連携して自殺対策の推進に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> アウトリーチ（訪問型支援）の推進 庁内関係各課と相談支援事業者との連携 見守り体制の充実・強化と環境整備の推進 各分野における事業の連携 包括的な支援体制の整備 相談しやすい相談窓口の設置 就労・住居の確保等 地域における包摂の推進 自殺対策推進のためのネットワークの強化 高齢者や働き盛り年代等への支援
	3-3. 必要なサービスにつなげる体制づくり	(1) 住民に身近な相談支援体制の整備 (2) 適切なサービス利用につなげる仕組みづくり (3) 利用者のサービス選択を確保する体制づくり	住民が生活課題を抱えたときに支援につながるように、各担当部署は、必要な情報提供と住民が相談しやすい雰囲気づくりに努める必要があります。 住民からの複雑化・多様化している相談内容に対応できるよう、担当する社会福祉従事者の相談援助技術や適切な支援につなげるコーディネート技術の向上が求められています。 福祉サービスの評価の結果が開示されることは、利用者や家族がサービスの選択の幅を広げることにつながるため、第三者評価の取り組みを促進する必要があります。	複合的な生活課題を抱える世帯の相談についても、どこの窓口においても適切な支援につなげて住民が安心して相談できる体制を構築します。 地域生活課題と福祉ニーズの複雑化・多様化に対して、制度や事業ごとではなく、分野横断的かつ包括的な相談と支援体制の構築を推進します。 福祉サービス事業所が、サービス評価の必要性を理解し、積極的に第三者評価を受審するように普及啓発の取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> パンフレットやSNS等による情報発信 関係各課と関係機関の連携体制の構築 職員研修等による従事者の資質向上 関係者を対象としたスキルアップ支援 サービス評価の必要性理解及び受審促進 福祉サービスや評価結果等の情報発信